令和 5 年 12 月 6 日 制定

(目的)

第1条 この規程は、芝浦工業大学(以下「大学」という。)が発行するデジタル学修歴証明の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによる。

- (1) マクロ・クレデンシャル:学位(学士、修士、博士)取得・修了など を証明する証。大学においては、「芝浦工業大学学位規程」に規定さ れた学位にあたる。
- (2) マイクロ・クレデンシャル:学位(学士、修士、博士)に満たない、対象が重点化された学修プログラムに対し、学修成果に対する明確な基準に基づいた評価を経て授与される証。単独で価値を持ち、定めた条件を満たす場合は、より大きなマイクロ・クレデンシャルやマクロ・クレデンシャルの一部となることができる
- (3) 学修歴証明デジタル化:学位取得などを証明する証(マクロ・クレデンシャル)、対象が重点化された学修プログラムの修了(マイクロ・クレデンシャル)、資格・免許の取得などを証明する証を、インターネット、モバイルフォンなどを利用して収集・保管・分析・共有できるよう、デジタル形式に変換すること
- (4) デジタル学修歴証明:学位取得などのマクロ・クレデンシャル、及び、対象が重点化されたマイクロ・クレデンシャルなど学修プログラムの修了、資格・免許の取得などの取得を、インターネット、モバイルフォンなどを利用して収集・保管・分析・共有できるデジタル形式で証明する証
- (5) デジタルバッジ:資格、スキル、学位、表彰、マイクロ・クレデンシャル、参加などをデジタル証明し視覚的に表現したもの
- (6) オープン・バッジ:デジタルバッジの一つであり、国際標準化団体 1EdTech Consortium の Open Badges の技術標準に準拠したもの。ブロックチェーン技術に基づき発行され、改ざんできないものもある
- (7) マイクロ・クレデンシャル共同 WG:大学の国際化促進フォーラム、 Japan Virtual Campus 運営委員会(JV-Campus)、一般社団法人日本 オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)の共同により設置さ

れ、日本におけるマイクロ・クレデンシャルの制作と提供を推進する ために、マイクロ・クレデンシャルの質保証と相互運用のための枠組 みやガイドラインの策定、及びアジア太平洋地区での国際連携等を進 める団体

## (デジタル証明の分類)

第3条 大学が発行するデジタル学修歴証明は、PDFファイル(デジタル署名付き)、デジタルバッジ(オープン・バッジ)のことをいう。

### (デジタル学修歴の分類)

第4条 大学が発行するデジタル学修証明は、次の各号に定める分類とする。

- (1) 学習(Learning):学習プログラムの全体または一部に対して学修成果を評価し、それを取得したことを示す証明
- (2) 資格・評価(Competence with Validation): 当該の知識領域において 能力を実証した場合に示す資格、及び高難度の環境でスキルを実証した 場合に示す評価を証明
- (3) 参加 (Participation): イベントや学習機会に参加しているが、学修成果の評価を受けていない場合
- (4) 表彰 (Contribution / Recognition):表彰や顕著な貢献を示す

## (学修証明の共通記述子)

第 5 条 第 4 条第 1 号学習に関するデジタル学修証明を発行する場合には、マイクロ・クレデンシャル共同 WG の定める項目に準拠しなければならない。

# (デジタル学修歴証明の運用)

第6条 大学のデジタル学修歴証明の運用は、次の通りとする。

- (1) 「芝浦工業大学学位規程」に規定された学位を除き、当該部署等で発行する学修歴証明の運用に関する所定の様式により、学部長・研究科長会議の議を経なければならない。ただし、一度承認されたデジタルバッジの軽微なデザインの変更、年度更新など意匠に関する修正等については、この限りではない。
- (2) 第4条第1号学習に関するデジタル学修歴証明を発行する場合は、該当するプログラムの質を保証するため、年1度「学校法人芝浦工業大学

評価規程」に定める大学点検・評価分科会における自己点検・評価を実施しなければならない

### (担当部署)

第7条 この規程に係る事務の担当部署は、情報イノベーション部教育イノベーション課とする。ただし、デジタル学修歴証明の発行に係るデジタル技術に関することは、情報イノベーション部情報イノベーション課とする。

## (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は学部長・研究科長会議の議を経て、理事会が行う。

### 附 則

この規程は、令和5年12月6日から施行する。

令和 6 年 9 月 18 日(マイクロ・クレデンシャルに関する共同 WG の表記について、正式名称がマイクロ・クレデンシャル共同 WG に決定したため、第 2 条第 7 号及び第 5 条を同表記に修正する)